

トラック運転手の荷待ち時間の解消などが必要です ～ガイドラインに基づき物流を適正化・効率化しましょう～

我が国の物流は、2024年度には約14%もの輸送能力不足が生じる可能性があるといわれる「2024年問題」に直面しています。トラック運転手は、労働時間が長く、長時間労働の主な要因として、長時間の運転時間、荷待ち時間、荷役作業など、荷主が率先して取り組まなければ解消が難しい課題が多くあります。

関係ガイドラインを参照し、荷主事業者として率先して、物流事業者と協力して物流の適正化と生産性向上を図ってください。

物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン

(2023/06経済産業省・農林水産省・国土交通省)

「物流の2024年問題」への対応を加速することを目的として、2023年6月、経済産業省、農林水産省、国土交通省の連名で、発荷主事業者・着荷主事業者・物流事業者が早急に取り組むべき事項をまとめたガイドラインが策定されました。

荷待ちや荷役作業等の時間を2時間以内（さらには1時間以内）に短縮すること、物流への負担となる商慣行の是正、運送契約の適正化について定めています。

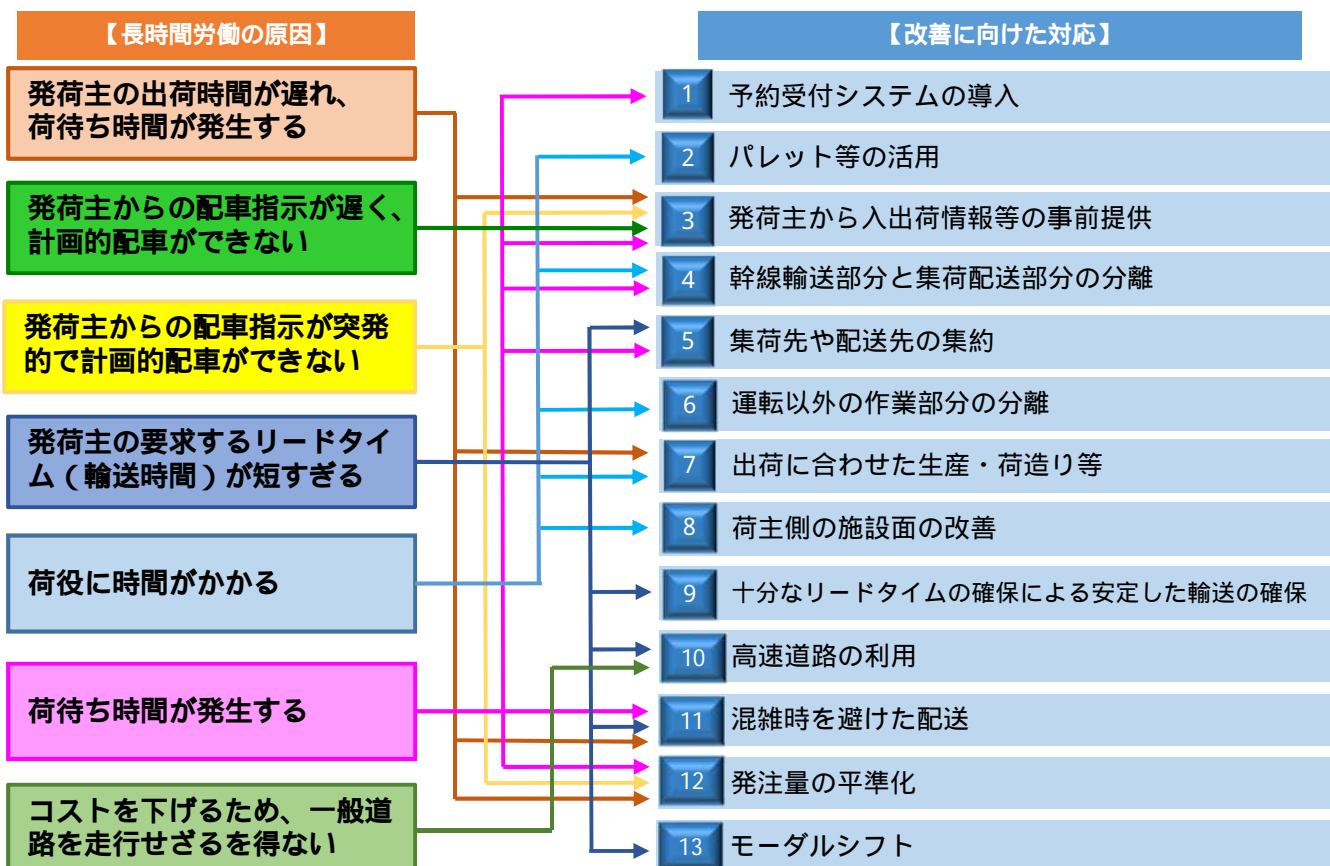
荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

(2019/08厚生労働省・国土交通省・(公社)全日本トラック協会)

荷主とトラック運送事業者が協力しながらトラックドライバーの労働時間を短縮するパイロット事業を行い、対応の進め方や事例をまとめたガイドラインが策定されています。分野別編（裏面参照）もあります。

ガイドライン掲載の事例も参照し、ドライバーの長時間労働を改善しましょう。

ガイドライン の概要（取引環境と長時間労働の改善に向けた対応）



ガイドライン 各分野編



加工食品、飲料・酒
物流編



紙・パルプ（洋紙・
板紙分野）物流編



紙・パルプ（家庭
紙分野）物流編



建設資材 物流編



ガイドライン は、分野編を含め、ポータルサイトの「情報いろいろ宝箱（荷主の皆さまへ）」ページに掲載しています

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）

自動車運転者は、改善基準告示により、拘束時間、運転時間の上限等が定められています。発注担当者に改善基準を周知し、ドライバーが改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定させましょう。

表 改善基準告示（平成元年労働省告示第7号）の2024年4月適用改正概要（主なもの）

	改正前		改正後
1年の拘束時間	3516時間 （年換算）	➡	原則 3300時間 最大 3400時間
1か月の拘束時間	原則 293時間 最大 320時間	➡	原則 284時間 最大 310時間
1日の最大拘束時間	13時間 15時間超 週2回まで 上限 16時間	➡	13時間 14時間超 週2回までが目安 上限 15時間

【参考】「ホワイト物流」推進運動

「ホワイト物流」推進運動は、トラック運転者不足が深刻になっていることに対応し、物流に関わるすべての関係者が連携して相互に改善を提案し、協力して、トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化、女性や60代の運転者等も働きやすいより「ホワイト」な労働環境の実現に取り組む運動です。

運動に参加し、物流の効率化・生産性向上を進めましょう！香川県内の荷主企業も参加しています！



この資料や関連情報は...

はたらきかたススメ！

（すべての一般市民・事業主の皆様へ）

香川労働局HP



労使団体トップや香川県知事らが働く人に過度な負担を生まないアクションを県内で進めることを共同宣言しました（2023年10月）

